

## 大東市の「レンタル介護予防事業」まずは手すり対象でスタート

大阪府大東市は3月28日、2022年度にモデル事業を行い、23年度から本格実施予定の「福祉用具レンタル事業所による介護予防事業」(地域支援事業)について、意見交換会を開催しました。会は午前・午後の2回行われ、市内でレンタルを提供する事業者が参加し、質疑応答が行われました。

同市は、要支援者が対象の介護予防支援677件のうち、34.7% (235件) が福祉用具レンタルのみのケアプランとなっていると示した上で、人材が不足するケアマネジャーが介護予防支援の委託を受けられる件数を確保するために、精神疾患や認知症、進行性疾患のない要支援者について、1年間レンタルを利用した後、無償でその用具の払い下げを受けるか、レンタルを継続するかを、利用者が選べる仕組みを導入することを決めました。

払い下げとなった場合は、レンタル事業所が地域包括支援センターから委託を受け、半年に1回の見守り訪問を行います。初回のみ1品ごとに2万円(付属品は5000円)を市が事業所に支給し、2回目以降は3000円が支給されます。訪問月以外の月には、利用者と協議した回数で、電話での状況確認(1回1000円を支給)を行います。いずれも利用者負担はありません。また、用具の修繕や部品交換などは、年3回まで、訪問出張費として1回3000円が支給されます。修繕費用は利用者負担です(上限5000円)。

意見交換会では、事前に示された内容を元に、事業者から様々な意見・質問が挙がりましたが、大半の質問については、今後市のホームページで回答するという対応になりました。

この日の市の回答では、△モデル事業の4月スタートはない(開始時期未定)△まずは「タッチアップ式手すり」のみの利用者を対象とし、歩行器など他の用具については以後検討△対象の手すりは、屋内用の置き型に限定されるのかは不明確△払い下げ時に市から事業者へ支払われる価格は未定△「1年間」のレンタル利用期間に、入院期間が含まれるのかは不明確——という状況で、事業実施へ向けて詳細を固めているところのようです。

払い下げとそれ以降の対応は、市の地域支援事業として実施されるもので、市の公募に応じて参加を表明した事業所によって行われる形です。市は、同事業を行うことで、介護予防支援の給付費が減るとして、年間800万円弱の削減効果を見込んでいます。

### 【この日の意見交換会で配布されたQ&Aより抜粋】

質問内容	回答
利用者の心身状況の変化に伴い、福祉用具を見直し・変更できるのか。	レンタル事業所の訪問や電話により、状態の変化を確認した際には、地域包括支援センターの専門職が面談を行った上で見直し・変更等の検討を行う。但し、その場合には再度レンタル開始となる。
払い下げした福祉用具が修理不可能になった場合、再度貸与を行い、1年後に払い下げになるのか。	修理が必要となった場合は再度、介護サービスにより福祉用具レンタルを開始し、1年後に払い下げを行うと想定している。
介護保険制度における福祉用具レンタル制度の仕組みと目的の意義は、利用者の状態像の変化に応じて、自立支援のための最適な福祉用具が適時利用できることにある。	本事業の対象はあくまでも長く同じ福祉用具をレンタルしている方を想定しているため、状態が変化する方は本事業を利用することは困難と考えている。仮に本事業を利用したのちに状態に変化があった場合には、地域包括支援センターの専門職の面談の上、適切なサービスにつなぐ。
要支援者が福祉用具貸与を受けられなくなることは、介護保険制度の根幹を搖るがす提案だが、大東市はその権限を持っているのか。要支援者の状態に適合した商品変更が難しくなり、福祉用具貸与の趣旨に反するのではないか。	あくまでも本事業は利用者が選択するものであり、強制するものではない。要支援者の状態に変化があれば、速やかに介護サービスへの切り替えを考えている。そのためにレンタル事業所のモニタリングを定期的に行うことになる。